

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 26 日

中川郡池田町長 安井 美裕

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

信取 3 地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 26 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 7 経営体

法人 2 経営体

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農用地の利用集積については、農地中間管理事業の積極的な活用を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業や農地中間管理機構が行う特例事業等とあわせ、実施する。

### 6. 地域農業の将来のあり方

農家戸数の減少は進んでいるものの、本町の戸当たり経営面積は管内平均を下回っている状況にあり、農地流動化による農業経営の体質強化に向けた取り組みは、今後とも重点的に取り組むべき状況にある。農地流動化の推進は、従来から農業委員会委員を中心とした利用調整に基づき、主に農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業及び旧農地保有合理化事業による権利設定等が行われているが、今後は経営体の体力を考慮した経営規模拡大と複合経営・高収益作物導入等による農業経営の安定・効率化を進めている現状を踏まえながら、これらとあわせて農地中間管理事業の積極的な活用を検討する。

新規就農の促進・受け入れについて、当該（特定）地区としての新規就農受け入れは現状として想定してはいないが、農業研修等を経ての経営継承等に対する支援は、今後とも継続する必要がある。

なお、地域内の役割分担として、地域の中心となる経営体以外の農業者については、農地貸付け等により中心経営体と連携することはもちろんのこと、環境保全・景観保全の維持向上に対する活動への参画等が期待されている。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 26 日

中川郡池田町長 安井 美裕

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

大森地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 26 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 25 経営体

法人 1 経営体

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農用地の利用集積については、農地中間管理事業の積極的な活用を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業や農地中間管理機構が行う特例事業等とあわせ、実施する。

### 6. 地域農業の将来のあり方

農家戸数の減少は進んでいるものの、本町の戸当たり経営面積は管内平均を下回っている状況にあり、農地流動化による農業経営の体質強化に向けた取り組みは、今後とも重点的に取り組むべき状況にある。農地流動化の推進は、従来から農業委員会委員を中心とした利用調整に基づき、主に農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業及び旧農地保有合理化事業による権利設定等が行われているが、今後は経営体の体力を考慮した経営規模拡大と複合経営・高収益作物導入等による農業経営の安定・効率化を進めている現状を踏まえながら、これらとあわせて農地中間管理事業の積極的な活用を検討する。

新規就農の促進・受け入れについて、当該（特定）地区としての新規就農受け入れは現状として想定してはいないが、農業研修等を経ての経営継承等に対する支援は、今後とも継続する必要がある。

なお、地域内の役割分担として、地域の中心となる経営体以外の農業者については、農地貸付け等により中心経営体と連携することはもちろんのこと、環境保全・景観保全の維持向上に対する活動への参画等が期待されている。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 26 日

中川郡池田町長 安井 美裕

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

美加登・常盤地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 26 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 33 経営体

法人 2 経営体

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農用地の利用集積については、農地中間管理事業の積極的な活用を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業や農地中間管理機構が行う特例事業等とあわせ、実施する。

### 6. 地域農業の将来のあり方

農家戸数の減少は進んでいるものの、本町の戸当たり経営面積は管内平均を下回っている状況にあり、農地流動化による農業経営の体質強化に向けた取り組みは、今後とも重点的に取り組むべき状況にある。農地流動化の推進は、従来から農業委員会委員を中心とした利用調整に基づき、主に農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業及び旧農地保有合理化事業による権利設定等が行われているが、今後は経営体の体力を考慮した経営規模拡大と複合経営・高収益作物導入等による農業経営の安定・効率化を進めている現状を踏まえながら、これらとあわせて農地中間管理事業の積極的な活用を検討する。

新規就農の促進・受け入れについて、当該（特定）地区としての新規就農受け入れは現状として想定してはいないが、農業研修等を経ての経営継承等に対する支援は、今後とも継続する必要がある。

なお、地域内の役割分担として、地域の中心となる経営体以外の農業者については、農地貸付け等により中心経営体と連携することはもちろんのこと、環境保全・景観保全の維持向上に対する活動への参画等が期待されている。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 26 日

中川郡池田町長 安井 美裕

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

千代田地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 26 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 38 経営体

法人 4 経営体

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農用地の利用集積については、農地中間管理事業の積極的な活用を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業や農地中間管理機構が行う特例事業等とあわせ、実施する。

### 6. 地域農業の将来のあり方

農家戸数の減少は進んでいるものの、本町の戸当たり経営面積は管内平均を下回っている状況にあり、農地流動化による農業経営の体質強化に向けた取り組みは、今後とも重点的に取り組むべき状況にある。農地流動化の推進は、従来から農業委員会委員を中心とした利用調整に基づき、主に農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業及び旧農地保有合理化事業による権利設定等が行われているが、今後は経営体の体力を考慮した経営規模拡大と複合経営・高収益作物導入等による農業経営の安定・効率化を進めている現状を踏まえながら、これらとあわせて農地中間管理事業の積極的な活用を検討する。

新規就農の促進・受け入れについて、当該（特定）地区としての新規就農受け入れは現状として想定してはいないが、農業研修等を経ての経営継承等に対する支援は、今後とも継続する必要がある。

なお、地域内の役割分担として、地域の中心となる経営体以外の農業者については、農地貸付け等により中心経営体と連携することはもちろんのこと、環境保全・景観保全の維持向上に対する活動への参画等が期待されている。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 26 日

中川郡池田町長 安井 美裕

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

清見・様舞地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 26 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 34 経営体

法人 4 経営体

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農用地の利用集積については、農地中間管理事業の積極的な活用を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業や農地中間管理機構が行う特例事業等とあわせ、実施する。

### 6. 地域農業の将来のあり方

農家戸数の減少は進んでいるものの、本町の戸当たり経営面積は管内平均を下回っている状況にあり、農地流動化による農業経営の体質強化に向けた取り組みは、今後とも重点的に取り組むべき状況にある。農地流動化の推進は、従来から農業委員会委員を中心とした利用調整に基づき、主に農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業及び旧農地保有合理化事業による権利設定等が行われているが、今後は経営体の体力を考慮した経営規模拡大と複合経営・高収益作物導入等による農業経営の安定・効率化を進めている現状を踏まえながら、これらとあわせて農地中間管理事業の積極的な活用を検討する。

新規就農の促進・受け入れについて、当該（特定）地区としての新規就農受け入れは現状として想定してはいないが、農業研修等を経ての経営継承等に対する支援は、今後とも継続する必要がある。

なお、地域内の役割分担として、地域の中心となる経営体以外の農業者については、農地貸付け等により中心経営体と連携することはもちろんのこと、環境保全・景観保全の維持向上に対する活動への参画等が期待されている。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 26 日

中川郡池田町長 安井 美裕

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

豊田地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 26 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 24 経営体

法人 2 経営体

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農用地の利用集積については、農地中間管理事業の積極的な活用を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業や農地中間管理機構が行う特例事業等とあわせ、実施する。

### 6. 地域農業の将来のあり方

農家戸数の減少は進んでいるものの、本町の戸当たり経営面積は管内平均を下回っている状況にあり、農地流動化による農業経営の体質強化に向けた取り組みは、今後とも重点的に取り組むべき状況にある。農地流動化の推進は、従来から農業委員会委員を中心とした利用調整に基づき、主に農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業及び旧農地保有合理化事業による権利設定等が行われているが、今後は経営体の体力を考慮した経営規模拡大と複合経営・高収益作物導入等による農業経営の安定・効率化を進めている現状を踏まえながら、これらとあわせて農地中間管理事業の積極的な活用を検討する。

新規就農の促進・受け入れについて、当該（特定）地区としての新規就農受け入れは現状として想定してはいないが、農業研修等を経ての経営継承等に対する支援は、今後とも継続する必要がある。

なお、地域内の役割分担として、地域の中心となる経営体以外の農業者については、農地貸付け等により中心経営体と連携することはもちろんのこと、環境保全・景観保全の維持向上に対する活動への参画等が期待されている。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 26 日

中川郡池田町長 安井 美裕

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

青山・十日川地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 26 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 19 経営体

法人 4 経営体

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農用地の利用集積については、農地中間管理事業の積極的な活用を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業や農地中間管理機構が行う特例事業等とあわせ、実施する。

### 6. 地域農業の将来のあり方

農家戸数の減少は進んでいるものの、本町の戸当たり経営面積は管内平均を下回っている状況にあり、農地流動化による農業経営の体質強化に向けた取り組みは、今後とも重点的に取り組むべき状況にある。農地流動化の推進は、従来から農業委員会委員を中心とした利用調整に基づき、主に農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業及び旧農地保有合理化事業による権利設定等が行われているが、今後は経営体の体力を考慮した経営規模拡大と複合経営・高収益作物導入等による農業経営の安定・効率化を進めている現状を踏まえながら、これらとあわせて農地中間管理事業の積極的な活用を検討する。

新規就農の促進・受け入れについて、当該（特定）地区としての新規就農受け入れは現状として想定してはいないが、農業研修等を経ての経営継承等に対する支援は、今後とも継続する必要がある。

なお、地域内の役割分担として、地域の中心となる経営体以外の農業者については、農地貸付け等により中心経営体と連携することはもちろんのこと、環境保全・景観保全の維持向上に対する活動への参画等が期待されている。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 26 日

中川郡池田町長 安井 美裕

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

利別（その 1）地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 26 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 7 経営体

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農用地の利用集積については、農地中間管理事業の積極的な活用を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業や農地中間管理機構が行う特例事業等とあわせ、実施する。

### 6. 地域農業の将来のあり方

農家戸数の減少は進んでいるものの、本町の戸当たり経営面積は管内平均を下回っている状況にあり、農地流動化による農業経営の体質強化に向けた取り組みは、今後とも重点的に取り組むべき状況にある。農地流動化の推進は、従来から農業委員会委員を中心とした利用調整に基づき、主に農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業及び旧農地保有合理化事業による権利設定等が行われているが、今後は経営体の体力を考慮した経営規模拡大と複合経営・高収益作物導入等による農業経営の安定・効率化を進めている現状を踏まえながら、これらとあわせて農地中間管理事業の積極的な活用を検討する。

新規就農の促進・受け入れについて、当該（特定）地区としての新規就農受け入れは現状として想定してはいないが、農業研修等を経ての経営継承等に対する支援は、今後とも継続する必要がある。

なお、地域内の役割分担として、地域の中心となる経営体以外の農業者については、農地貸付け等により中心経営体と連携することはもちろんのこと、環境保全・景観保全の維持向上に対する活動への参画等が期待されている。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 26 日

中川郡池田町長 安井 美裕

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

利別（その 2）地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 26 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 4 経営体

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農用地の利用集積については、農地中間管理事業の積極的な活用を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業や農地中間管理機構が行う特例事業等とあわせ、実施する。

### 6. 地域農業の将来のあり方

農家戸数の減少は進んでいるものの、本町の戸当たり経営面積は管内平均を下回っている状況にあり、農地流動化による農業経営の体質強化に向けた取り組みは、今後とも重点的に取り組むべき状況にある。農地流動化の推進は、従来から農業委員会委員を中心とした利用調整に基づき、主に農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業及び旧農地保有合理化事業による権利設定等が行われているが、今後は経営体の体力を考慮した経営規模拡大と複合経営・高収益作物導入等による農業経営の安定・効率化を進めている現状を踏まえながら、これらとあわせて農地中間管理事業の積極的な活用を検討する。

新規就農の促進・受け入れについて、当該（特定）地区としての新規就農受け入れは現状として想定してはいないが、農業研修等を経ての経営継承等に対する支援は、今後とも継続する必要がある。

なお、地域内の役割分担として、地域の中心となる経営体以外の農業者については、農地貸付け等により中心経営体と連携することはもちろんのこと、環境保全・景観保全の維持向上に対する活動への参画等が期待されている。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 26 日

中川郡池田町長 安井 美裕

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

昭栄地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 26 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 25 経営体

法人 3 経営体

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農用地の利用集積については、農地中間管理事業の積極的な活用を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業や農地中間管理機構が行う特例事業等とあわせ、実施する。

### 6. 地域農業の将来のあり方

農家戸数の減少は進んでいるものの、本町の戸当たり経営面積は管内平均を下回っている状況にあり、農地流動化による農業経営の体質強化に向けた取り組みは、今後とも重点的に取り組むべき状況にある。農地流動化の推進は、従来から農業委員会委員を中心とした利用調整に基づき、主に農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業及び旧農地保有合理化事業による権利設定等が行われているが、今後は経営体の体力を考慮した経営規模拡大と複合経営・高収益作物導入等による農業経営の安定・効率化を進めている現状を踏まえながら、これらとあわせて農地中間管理事業の積極的な活用を検討する。

新規就農の促進・受け入れについて、当該（特定）地区としての新規就農受け入れは現状として想定してはいないが、農業研修等を経ての経営継承等に対する支援は、今後とも継続する必要がある。

なお、地域内の役割分担として、地域の中心となる経営体以外の農業者については、農地貸付け等により中心経営体と連携することはもちろんのこと、環境保全・景観保全の維持向上に対する活動への参画等が期待されている。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 26 日

中川郡池田町長 安井 美裕

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

高島・近牛地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 26 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 29 経営体

法人 2 経営体

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農用地の利用集積については、農地中間管理事業の積極的な活用を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業や農地中間管理機構が行う特例事業等とあわせ、実施する。

### 6. 地域農業の将来のあり方

農家戸数の減少は進んでいるものの、本町の戸当たり経営面積は管内平均を下回っている状況にあり、農地流動化による農業経営の体質強化に向けた取り組みは、今後とも重点的に取り組むべき状況にある。農地流動化の推進は、従来から農業委員会委員を中心とした利用調整に基づき、主に農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業及び旧農地保有合理化事業による権利設定等が行われているが、今後は経営体の体力を考慮した経営規模拡大と複合経営・高収益作物導入等による農業経営の安定・効率化を進めている現状を踏まえながら、これらとあわせて農地中間管理事業の積極的な活用を検討する。

新規就農の促進・受け入れについて、当該（特定）地区としての新規就農受け入れは現状として想定してはいないが、農業研修等を経ての経営継承等に対する支援は、今後とも継続する必要がある。

なお、地域内の役割分担として、地域の中心となる経営体以外の農業者については、農地貸付け等により中心経営体と連携することはもちろんのこと、環境保全・景観保全の維持向上に対する活動への参画等が期待されている。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 26 日

中川郡池田町長 安井 美裕

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

利別（その 3）地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 26 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 5 経営体

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農用地の利用集積については、農地中間管理事業の積極的な活用を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業や農地中間管理機構が行う特例事業等とあわせ、実施する。

### 6. 地域農業の将来のあり方

農家戸数の減少は進んでいるものの、本町の戸当たり経営面積は管内平均を下回っている状況にあり、農地流動化による農業経営の体質強化に向けた取り組みは、今後とも重点的に取り組むべき状況にある。農地流動化の推進は、従来から農業委員会委員を中心とした利用調整に基づき、主に農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業及び旧農地保有合理化事業による権利設定等が行われているが、今後は経営体の体力を考慮した経営規模拡大と複合経営・高収益作物導入等による農業経営の安定・効率化を進めている現状を踏まえながら、これらとあわせて農地中間管理事業の積極的な活用を検討する。

新規就農の促進・受け入れについて、当該（特定）地区としての新規就農受け入れは現状として想定してはいないが、農業研修等を経ての経営継承等に対する支援は、今後とも継続する必要がある。

なお、地域内の役割分担として、地域の中心となる経営体以外の農業者については、農地貸付け等により中心経営体と連携することはもちろんのこと、環境保全・景観保全の維持向上に対する活動への参画等が期待されている。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 26 日

中川郡池田町長 安井 美裕

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

東台 1・三愛地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 26 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 25 経営体

法人 2 経営体

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農用地の利用集積については、農地中間管理事業の積極的な活用を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業や農地中間管理機構が行う特例事業等とあわせ、実施する。

### 6. 地域農業の将来のあり方

農家戸数の減少は進んでいるものの、本町の戸当たり経営面積は管内平均を下回っている状況にあり、農地流動化による農業経営の体質強化に向けた取り組みは、今後とも重点的に取り組むべき状況にある。農地流動化の推進は、従来から農業委員会委員を中心とした利用調整に基づき、主に農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業及び旧農地保有合理化事業による権利設定等が行われているが、今後は経営体の体力を考慮した経営規模拡大と複合経営・高収益作物導入等による農業経営の安定・効率化を進めている現状を踏まえながら、これらとあわせて農地中間管理事業の積極的な活用を検討する。

新規就農の促進・受け入れについて、当該（特定）地区としての新規就農受け入れは現状として想定してはいないが、農業研修等を経ての経営継承等に対する支援は、今後とも継続する必要がある。

なお、地域内の役割分担として、地域の中心となる経営体以外の農業者については、農地貸付け等により中心経営体と連携することはもちろんのこと、環境保全・景観保全の維持向上に対する活動への参画等が期待されている。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 26 日

中川郡池田町長 安井 美裕

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

川合地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 26 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 29 経営体

法人 3 経営体

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農用地の利用集積については、農地中間管理事業の積極的な活用を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業や農地中間管理機構が行う特例事業等とあわせ、実施する。

### 6. 地域農業の将来のあり方

農家戸数の減少は進んでいるものの、本町の戸当たり経営面積は管内平均を下回っている状況にあり、農地流動化による農業経営の体質強化に向けた取り組みは、今後とも重点的に取り組むべき状況にある。農地流動化の推進は、従来から農業委員会委員を中心とした利用調整に基づき、主に農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業及び旧農地保有合理化事業による権利設定等が行われているが、今後は経営体の体力を考慮した経営規模拡大と複合経営・高収益作物導入等による農業経営の安定・効率化を進めている現状を踏まえながら、これらとあわせて農地中間管理事業の積極的な活用を検討する。

新規就農の促進・受け入れについて、当該（特定）地区としての新規就農受け入れは現状として想定してはいないが、農業研修等を経ての経営継承等に対する支援は、今後とも継続する必要がある。

なお、地域内の役割分担として、地域の中心となる経営体以外の農業者については、農地貸付け等により中心経営体と連携することはもちろんのこと、環境保全・景観保全の維持向上に対する活動への参画等が期待されている。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 26 日

中川郡池田町長 安井 美裕

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

東台幹線・富岡地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 26 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 17 経営体

法人 3 経営体

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農用地の利用集積については、農地中間管理事業の積極的な活用を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業や農地中間管理機構が行う特例事業等とあわせ、実施する。

### 6. 地域農業の将来のあり方

農家戸数の減少は進んでいるものの、本町の戸当たり経営面積は管内平均を下回っている状況にあり、農地流動化による農業経営の体質強化に向けた取り組みは、今後とも重点的に取り組むべき状況にある。農地流動化の推進は、従来から農業委員会委員を中心とした利用調整に基づき、主に農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業及び旧農地保有合理化事業による権利設定等が行われているが、今後は経営体の体力を考慮した経営規模拡大と複合経営・高収益作物導入等による農業経営の安定・効率化を進めている現状を踏まえながら、これらとあわせて農地中間管理事業の積極的な活用を検討する。

新規就農の促進・受け入れについて、当該（特定）地区としての新規就農受け入れは現状として想定してはいないが、農業研修等を経ての経営継承等に対する支援は、今後とも継続する必要がある。

なお、地域内の役割分担として、地域の中心となる経営体以外の農業者については、農地貸付け等により中心経営体と連携することはもちろんのこと、環境保全・景観保全の維持向上に対する活動への参画等が期待されている。